

奈良県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、川西町産業建設部産業振興課及び三宅町産業建設課において縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・二・二号大和郡山川西三宅線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯城郡川西町大字結崎

磯城郡三宅町大字屏風、大字伴堂及び大字三河